

# 宮城県公報

令和7年12月16日(火)  
定期第658号

## 目次

### 規則

- 理容師法施行細則の一部を改正する規則(食と暮らしの安全推進課)
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則(同)

### 訓令甲

- 事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課)
- 職員服務規程の一部を改正する訓令(行政管理室)

### 告示

- 農用地利用集積等促進計画の認可(農業振興課)
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(水産林政総務課)
- 保安林の指定の予定(森林整備課)
- 土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)
- 土地改良区役員の退任の届出(北部地方振興事務所)

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(自然保護課)
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(道路課)

### 教育委員会

- 宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令(教育庁教職員課)

### 正誤

- 宮城県公報号外第16号(令和7年3月31日付け)中

次の規則をここに公布する。

令和7年12月16日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県規則第 131 号 理容師法施行細則の一部を改正する規則

宮城県規則第 132 号 美容師法施行細則の一部を改正する規則

## 理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年宮城県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>様式第1号（その1）（第2条関係） [略]</p> <p>様式第1号（その2）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>構造及び設備の概要</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 理容師については、<u>理容師免許証の写し</u>及び結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。</p> <p>(3) <u>理容師法第11条の4第1項</u>に規定する理容所を開設しようとするときは、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書又は講習会課程修了証明書の<u>写し</u>）を添えること。</p> <p>(4) [略]</p>	構造及び設備の概要	[略]	<p>様式第1号（その1）（第2条関係） [略]</p> <p>様式第1号（その2）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>構造及び設備の概要</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 理容師については、<u>理容師免許証原本の確認</u>を受け、結核、皮膚疾患、<u>その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無</u>に関する医師の診断書を添えること。</p> <p>(3) <u>法第11条の4第1項</u>に規定する理容所を開設しようとするときは、当該理容所の管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の<u>写し</u>又は講習会課程修了証明書）を添えること。</p> <p>(4) [略]</p>	構造及び設備の概要	[略]																																														
構造及び設備の概要																																																			
[略]																																																			
構造及び設備の概要																																																			
[略]																																																			
<p>様式第1号（その3）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">従業者一覧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No</td> <td rowspan="2">氏名</td> <td rowspan="2">従業者区分</td> <td>住所（管理理容師のみ記載）</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>理容師免許登録番号又は免許証番号</td> <td>管理理容師講習会修了証番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>登録年月日</td> <td>修了年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </table>	従業者一覧			No	氏名	従業者区分	住所（管理理容師のみ記載）	[略]	理容師免許登録番号又は免許証番号	管理理容師講習会修了証番号				登録年月日	修了年月日	[略]					[略]					<p>様式第1号（その3）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">従業者一覧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No</td> <td rowspan="2">氏名</td> <td rowspan="2">従業者区分</td> <td>住所（管理理容師のみ記載）</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>理容師免許登録番号又は免許証番号</td> <td>管理理容師講習会修了証番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>登録年月日</td> <td>終了年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </table>	従業者一覧			No	氏名	従業者区分	住所（管理理容師のみ記載）	[略]	理容師免許登録番号又は免許証番号	管理理容師講習会修了証番号				登録年月日	終了年月日	[略]					[略]				
従業者一覧																																																			
No	氏名	従業者区分	住所（管理理容師のみ記載）	[略]																																															
			理容師免許登録番号又は免許証番号		管理理容師講習会修了証番号																																														
			登録年月日	修了年月日																																															
[略]																																																			
[略]																																																			
従業者一覧																																																			
No	氏名	従業者区分	住所（管理理容師のみ記載）	[略]																																															
			理容師免許登録番号又は免許証番号		管理理容師講習会修了証番号																																														
			登録年月日	終了年月日																																															
[略]																																																			
[略]																																																			

様式第2号（第2条関係）

理容所変更（廃止）届

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 [略]

- (1) 理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、理容師免許証の写し及び結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。
- (2) 管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が理容師法第11条の4 第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書又は講習会課程修了証明書の写し）を添えること。
- 3 [略]

様式第2号（第2条関係）

理容所変更（廃止）届

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 [略]

- (1) 理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、理容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。
- (2) 管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が法第11条の4 第1項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。

- 3 [略]

様式第7号（第5条関係）

理容師出張営業届

[略]

[略]

備考

- 1 理容師免許証の写しを添付すること。
- 2・3 [略]

様式第7号（第5条関係）

理容師出張営業届

[略]

[略]

備考

- 1 理容師免許証の原本の確認を受けること。
- 2・3 [略]

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の理容師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の理容師法施行細則の規定によるものとみなす。

## 美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年宮城県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																		
<p>様式第1号（その1）（第2条関係） [略]</p> <p>様式第1号（その2）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>構造及び設備の概要</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 美容師については、<u>美容師免許証の写し及び結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無</u>に関する医師の診断書を添えること。</p> <p>(3) <u>美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとするときは、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書又は講習会課程修了証明書の写し）</u>を添えること。</p> <p>(4) [略]</p>	構造及び設備の概要	[略]	<p>様式第1号（その1）（第2条関係） [略]</p> <p>様式第1号（その2）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>構造及び設備の概要</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 美容師については、<u>美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患、その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無</u>に関する医師の診断書を添えること。</p> <p>(3) <u>法第12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとするときは、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）</u>を添えること。</p> <p>(4) [略]</p>	構造及び設備の概要	[略]																																														
構造及び設備の概要																																																			
[略]																																																			
構造及び設備の概要																																																			
[略]																																																			
<p>様式第1号（その3）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">従業者一覧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No</td> <td rowspan="2">氏名</td> <td rowspan="2">従業者区分</td> <td>住所（管理美容師のみ記載）</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>美容師免許登録番号又は免許証番号</td> <td>管理美容師講習会修了証番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>登録年月日</td> <td>修了年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </table>	従業者一覧			No	氏名	従業者区分	住所（管理美容師のみ記載）	[略]	美容師免許登録番号又は免許証番号	管理美容師講習会修了証番号				登録年月日	修了年月日	[略]					[略]					<p>様式第1号（その3）（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">従業者一覧</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">No</td> <td rowspan="2">氏名</td> <td rowspan="2">従業者区分</td> <td>住所（管理美容師のみ記載）</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>美容師免許登録番号又は免許証番号</td> <td>管理美容師講習会修了証番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>登録年月日</td> <td>終了年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </table>	従業者一覧			No	氏名	従業者区分	住所（管理美容師のみ記載）	[略]	美容師免許登録番号又は免許証番号	管理美容師講習会修了証番号				登録年月日	終了年月日	[略]					[略]				
従業者一覧																																																			
No	氏名	従業者区分	住所（管理美容師のみ記載）	[略]																																															
			美容師免許登録番号又は免許証番号		管理美容師講習会修了証番号																																														
			登録年月日	修了年月日																																															
[略]																																																			
[略]																																																			
従業者一覧																																																			
No	氏名	従業者区分	住所（管理美容師のみ記載）	[略]																																															
			美容師免許登録番号又は免許証番号		管理美容師講習会修了証番号																																														
			登録年月日	終了年月日																																															
[略]																																																			
[略]																																																			

様式第2号（第2条関係）

美容所変更（廃止）届

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 [略]

- (1) 美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、美容師免許証の写し及び結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。
- (2) 管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が美容師法第12条の3 第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書又は講習会課程修了証明書の写し）を添えること。
- 3 [略]

様式第2号（第2条関係）

美容所変更（廃止）届

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 [略]

- (1) 美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、美容師免許証原本の確認を受け、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書を添えること。
- (2) 管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第12条の3 第2項の規定に該当することを証する書類（講習会課程修了証書の写し又は講習会課程修了証明書）を添えること。

- 3 [略]

様式第7号（第5条関係）

美容師出張営業届

[略]

[略]

備考

- 1 美容師免許証の写しを添付すること。
- 2・3 [略]

様式第7号（第5条関係）

美容師出張営業届

[略]

[略]

備考

- 1 美容師免許証の原本の確認を受けること。
- 2・3 [略]

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の美容師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

## 宮城県訓令甲第23号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月16日

宮城県知事 村井嘉浩

### 事務決裁規程の一部を改正する訓令

第1条 事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>各部長</td><td></td></tr><tr><td>1 [略]</td><td></td></tr><tr><td>(1)～(3) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(4) 部長の職又は所属の副部長 (これに相当する職を含む。) の職にある者（地方機関の職を 兼ねる者を除く。）の週休日の 指定及び勤務時間の割振り等、 週休日の振替等、休憩時間の変 更の承認並びに休日の代休日の 指定</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(5)～(15) [略]</td><td></td></tr><tr><td>2～30 [略]</td><td></td></tr><tr><td>各課長</td><td></td></tr><tr><td>1 [略]</td><td></td></tr><tr><td>(1)～(6) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(7) 所属の課長に相当する職（課 に置かれる職に限る。）にある 者（地方機関の職を兼ねる者を 除く。）及び総括課長補佐の職 又は総括技術補佐の職にある者 の週休日の指定及び勤務時間の</td><td></td></tr></table>	各部長		1 [略]		(1)～(3) [略]		(4) 部長の職又は所属の副部長 (これに相当する職を含む。) の職にある者（地方機関の職を 兼ねる者を除く。）の週休日の 指定及び勤務時間の割振り等、 週休日の振替等、休憩時間の変 更の承認並びに休日の代休日の 指定	[略]	(5)～(15) [略]		2～30 [略]		各課長		1 [略]		(1)～(6) [略]		(7) 所属の課長に相当する職（課 に置かれる職に限る。）にある 者（地方機関の職を兼ねる者を 除く。）及び総括課長補佐の職 又は総括技術補佐の職にある者 の週休日の指定及び勤務時間の		<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>各部長</td><td></td></tr><tr><td>1 [略]</td><td></td></tr><tr><td>(1)～(3) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(4) 部長の職又は所属の副部長 (これに相当する職を含む。) の職にある者（地方機関の職を 兼ねる者を除く。）の週休日の 指定及び勤務時間の割振り、週 休日の振替、休憩時間の変更の 承認並びに休日の代休日の指定</td><td>[略]</td></tr><tr><td>(5)～(15) [略]</td><td></td></tr><tr><td>2～30 [略]</td><td></td></tr><tr><td>各課長</td><td></td></tr><tr><td>1 [略]</td><td></td></tr><tr><td>(1)～(6) [略]</td><td></td></tr><tr><td>(7) 所属の課長に相当する職（課 に置かれる職に限る。）にある 者（地方機関の職を兼ねる者を 除く。）及び総括課長補佐の職 又は総括技術補佐の職にある者 の週休日の指定及び勤務時間の</td><td></td></tr></table>	各部長		1 [略]		(1)～(3) [略]		(4) 部長の職又は所属の副部長 (これに相当する職を含む。) の職にある者（地方機関の職を 兼ねる者を除く。）の週休日の 指定及び勤務時間の割振り、週 休日の振替、休憩時間の変更の 承認並びに休日の代休日の指定	[略]	(5)～(15) [略]		2～30 [略]		各課長		1 [略]		(1)～(6) [略]		(7) 所属の課長に相当する職（課 に置かれる職に限る。）にある 者（地方機関の職を兼ねる者を 除く。）及び総括課長補佐の職 又は総括技術補佐の職にある者 の週休日の指定及び勤務時間の	
各部長																																									
1 [略]																																									
(1)～(3) [略]																																									
(4) 部長の職又は所属の副部長 (これに相当する職を含む。) の職にある者（地方機関の職を 兼ねる者を除く。）の週休日の 指定及び勤務時間の割振り等、 週休日の振替等、休憩時間の変 更の承認並びに休日の代休日の 指定	[略]																																								
(5)～(15) [略]																																									
2～30 [略]																																									
各課長																																									
1 [略]																																									
(1)～(6) [略]																																									
(7) 所属の課長に相当する職（課 に置かれる職に限る。）にある 者（地方機関の職を兼ねる者を 除く。）及び総括課長補佐の職 又は総括技術補佐の職にある者 の週休日の指定及び勤務時間の																																									
各部長																																									
1 [略]																																									
(1)～(3) [略]																																									
(4) 部長の職又は所属の副部長 (これに相当する職を含む。) の職にある者（地方機関の職を 兼ねる者を除く。）の週休日の 指定及び勤務時間の割振り、週 休日の振替、休憩時間の変更の 承認並びに休日の代休日の指定	[略]																																								
(5)～(15) [略]																																									
2～30 [略]																																									
各課長																																									
1 [略]																																									
(1)～(6) [略]																																									
(7) 所属の課長に相当する職（課 に置かれる職に限る。）にある 者（地方機関の職を兼ねる者を 除く。）及び総括課長補佐の職 又は総括技術補佐の職にある者 の週休日の指定及び勤務時間の																																									

	<p><u>割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</u></p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2～41 [略]</p> <p>各総括課長補佐</p> <p>1 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課員 (所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。) の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>(3)～(7) [略]</p> <p>2～9 [略]</p>		<p><u>割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</u></p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2～41 [略]</p> <p>各総括課長補佐</p> <p>1 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課員 (所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。) の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認並びに休日の代休日の指定</p> <p>(4)～(12) [略]</p>
各所長	<p>1～4 [略]</p> <p>5 所長の職にある者及び所員の週休日の指定及び勤務時間の割振り等、週休日の振替等、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>6～22 [略]</p> <p>仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長～土木事務所長 [略]</p>	各所長	<p>1～4 [略]</p> <p>5 所長の職にある者及び所員の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定</p> <p>6～22 [略]</p> <p>仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長～土木事務所長 [略]</p>

第2条 事務決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第5（第3条関係）</p> <p>県税事務所の地域事務所長</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>宿泊税条例（令和6年宮城県条例第60号）第17条第1項の規定により</u> <u>県税事務所長に委任された事項に関する次のこと。</u></p> <p>(1) <u>宿泊税に係る徴収金の徴収</u></p> <p>(2) <u>宿泊税に係る過料の徴収</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>別表第5（第3条関係）</p> <p>県税事務所の地域事務所長</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

#### 附 則

この訓令中第1条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同月13日から施行する。

## 宮城県訓令甲第24号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月16日

宮城県知事 村井嘉浩

### 職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和35年宮城県訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(フレックスタイム制勤務職員の勤務時間)</p> <p>第5条の3 職員勤務時間条例第3条第3項の規定により<u>勤務時間を割り振らない日</u>を設け又は勤務時間を割り振る職員の勤務時間は、第5条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、午前7時から午後10時までの間で割り振ることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(フレックスタイム制勤務職員の勤務時間)</p> <p>第5条の3 職員勤務時間条例第3条第3項<u>及び第4項</u>の規定により<u>週休日</u>を設け又は勤務時間を割り振る職員の勤務時間は、第5条第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、午前7時から午後10時までの間で割り振ることができる。</p> <p>2 [略]</p>

### 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県告示第695号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 12 月 16 日

宮城県知事 村井嘉浩

1 農用地利用集積等促進計画の概要

別冊のとおり

2 認可年月日

令和 7 年 12 月 16 日

## 宮城県告示第696号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 2 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 12 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 138 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の地区のうち 荻浜の区域
同意成立の届出年月日	令和 7 年 11 月 25 日
発起人の住所及び氏名	石巻市さくら町 2 丁目 18-7 豊嶋 祐二 石巻市あゆみ野 4 丁目 12 番地 6 伏見 薫
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するわ かめ養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

## 宮城県告示第697号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 12 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市川上 395-22、395-24

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第698号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

令和7年12月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 組合の名称

名取市飯野坂東部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名取市増田二丁目2番20号

3 解散事由

事業の完成

4 解散認可の年月日

令和7年12月9日

宮城県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、小山田川沿岸土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和7年12月16日

宮城県北部地方振興事務所

所長 伊藤正弘

退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和7年12月3日	木村正文	栗原市高清水東館6番地	理事

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和7年12月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 隨意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 放任果樹対策緊急伐採業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部自然保護課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年11月17日
- 4 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人 宮城県造園建設業協会 仙台市青葉区上杉2丁目4番46号 宮城県森林組合会館3階
- 5 契約金額 6,434万1千円
- 6 契約の相手方を決定した方法 隨意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年12月16日

宮城県知事 村井嘉浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

- (1) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)  
(単価契約) 1,164トン
- (2) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、平均粒径3ミリメートル、10トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)(単価契約) 66トン
- (3) 凍結防止剤(液状塩化ナトリウム、8トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分)  
(単価契約) 111キロリットル

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

宮城県仙台土木事務所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目1番2号

3 落札者を決定した日

令和7年11月7日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 1の(1)の購入物品 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番60-1
- (2) 1の(2)の購入物品 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番60-1
- (3) 1の(3)の購入物品 21環境建設株式会社仙台営業所 仙台市青葉区国分町三丁目1-4  
ムサシビル4F

5 落札金額

- (1) 1の(1)の購入物品 37円(1キログラム当たり)
- (2) 1の(2)の購入物品 37円(1キログラム当たり)
- (3) 1の(3)の購入物品 60円(1リットル当たり)

6 契約の相手を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和7年9月19日

## 宮城県教育委員会訓令甲第8号

宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月16日

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

### 宮城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁等職員服務規程（昭和39年宮城県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(フレックスタイム制勤務職員の勤務時間)</p> <p>第7条の3 職員勤務時間条例第3条第3項の規定により<u>勤務時間を割り振らない日</u>を設け又は勤務時間を割り振る職員の勤務時間は、第7条第1項及び前条第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、午前7時から午後10時までの間で割り振ることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(フレックスタイム制職員の勤務時間)</p> <p>第7条の3 職員勤務時間条例第3条第3項及び第4項の規定により<u>週休日</u>を設け又は勤務時間を割り振る職員の勤務時間は、第7条及び前条第3項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、午前7時から午後10時までの間で割り振ることができる。</p> <p>2 [略]</p>

### 附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

宮城県公報号外第16号（令和7年3月31日付け）中

ページ	段	行	正	誤
50	下	1	<u>7,200</u> <u>7,200</u> <u>7,300</u>	<u>7,300</u>